

岡山エコ事業所の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号。以下「規則」という。）第8条第3項の規定により、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号。以下「条例」という。）第28条第1項に規定する岡山県資源循環推進事業所の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるところによる。

(認定対象事業所)

第3条 規則第8条第1項に規定する認定の対象となる循環型社会の形成のための取組みが先進的であり、かつ優秀であると認められる県内の事業所（以下「岡山エコ事業所」という。）は、同項各号に定める取組みの区分ごとに別表に定める判断の基準（以下「判断基準」という。）に適合しているものとする。

(認定の申請等)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請は、岡山エコ事業所認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 知事は、第1項の申請書を受理した時から6か月以内に当該申請をした者に対し、認定の適否を通知するとともに認定した場合においては別に定める方法によりその旨を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 岡山エコ事業所の認定の有効期間は、当該認定をした時から5年を経過した年度の末日とする。

(岡山エコ事業所であることの表示)

第6条 岡山エコ事業所の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定の有効期間内において、岡山エコ事業所であることを表示することができる。

2 前項の表示は、次の表示のいずれかにより行うものとする。

- 一 岡山エコ事業所の文字の表示
- 二 知事が別に定める図形の表示
- 三 前二号の表示を同時に使用した表示

3 前項の場合において認定事業者は、認定を受けた事業所の循環型社会の形成のための取組みについて事実と異なる表示をしてはならない。

4 何人も、認定を受けた岡山エコ事業所（以下「認定事業所」という。）以外の事業所について、認定事業所と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

(変更の届出)

第7条 認定事業者は、認定事業所の申請に係る事項に変更が生じたときは、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出ることとする。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 判断基準に適合しなくなったとき
- 二 第6条第2項及び同条第3項の規定に違反したとき
- 三 第7条の届出をしなかったとき
- 四 第9条第2項の報告をしなかったとき

(認定事業者の責務)

第9条 認定事業者は、認定事業所が判断基準に適合するよう循環型社会形成のための取組みに努めるものとする。

2 認定事業者は、認定を受けた日の属する年度の翌年度から第5条の有効期間が終了する日の属する年度まで、毎年1度、認定事業所の判断基準への適合状況を確認し、その結果を知事に報告するものとする。

3 認定事業者は、前項の規定による判断基準への適合状況を確認した資料を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

(報告)

第10条 知事は、認定事業所について、必要と認める時は、認定事業者から報告を求めることができるものとする。

(認定事業所への情報の提供等)

第11条 県は、岡山エコ事業所の循環型社会の形成ための取組みが維持され、又は増進されるよう、必要な情報の提供、当該事業所の取組みの紹介その他必要な措置を講ずるものとする。

(見直し)

第12条 この要綱は、社会経済情勢の変化、技術の進歩等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、環境文化部循環型社会推進課において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。